

平成18年(行コ)第99号 行政文書不開示処分取消控訴事件  
控訴人 外務大臣  
被控訴人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

証 拠 説 明 書

平成18年5月31日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人指定代理人

佐 竹



高 林 正



池 下



小 谷 淳



箕 浦 裕



作 沼 臣



林



相 沢 英



甲 木 浩 太 郎



眞 山 義



青 木





山 谷 裕  
丸 勢 律

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第38号証	平成11年度 予算事務提要 (財団法人大蔵財 務協会)	写 し	H11. 5. 10	報償費等の歳出予算の目の区分の内容 等
乙第39号証	東京地方裁判所平 成18年3月23 日判決 (東京地方裁判所)	写 し	H18. 3. 23	東京地方裁判所が、行政機関の保有す る情報の公開に関する法律(以下「法 という。)5条3号該当性の司法審査 の手法及び主張立証責任に関し、控訴 人の主張と同様の判断を示しているこ と
乙第40号証	陳述書 (林肇外務省大臣 官房会計課課長)	原 本	H18. 5. 30	本件対象文書中の五類型に係る文書以 外の1017の文書には、「公にしな いことを前提とする外交事務」に関す る情報が記録されており、その記録内 容が、法5条3号及び6号に該当する 情報であることなど
乙第41号証	仙台高等裁判所平 成16年9月30 日判決 (仙台高等裁判所)	写 し	H16. 9. 30	仙台高等裁判所が、法における情報の 単位と開示義務に関し、控訴人の主張 と同様の判断を示していること
乙第42号証	陳述書 (鈴木亮太郎元外 務省大臣官房総務 課情報公開室長)	原 本	H18. 5. 30	内閣府情報公開審査会による本件対象 文書等についてのインカメラ審理の実 施状況等
乙第43号証	仙台高等裁判所平 成17年12月7 日判決 (仙台高等裁判所)	写 し	H17. 12. 7	仙台高等裁判所が、行政機関の長がそ の裁量判断により任意に1個の情報の うちの部分開示を行うことと、かかる 部分開示を権利として請求し得るかは 別問題であると判示していること









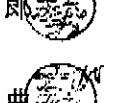


平成18年(行コ)第99号 行政文書不開示処分取消控訴事件  
控訴人 外務大臣  
被控訴人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

証 拠 申 出 書

平成18年5月31日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人指定代理人

佐	竹	毅	
高	林 正	浩	
池	下	助	
小	谷 淳	浩	
箕	浦 裕	幸	
作	沼 巨	英	
林		肇	
相	沢 英	明	
甲	木 浩太郎	孝	
眞	山 義	典	
青	木	豊	

山 谷 裕



丸 勢 律



## 1 証人の表示

〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号 外務省大臣官房会計課

会計課長 林 肇（同行・主尋問30分、旅費・日当不要）

## 2 立証の趣旨

証人は、現在、外務省大臣官房会計課課長として、外務省における報償費の運用を含む予算・会計事務について責任を負う者であり、本件対象文書すべての記録内容を確認した。

控訴人は、同証人の証言によって、本件対象文書のうち五類型に係る文書以外の1017件の文書に「公にしないことを前提とする外交事務」に関する情報が記録されており、その記録内容が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条3号及び6号に掲げる情報に該当することを明らかにする。

## 3 尋問事項

- (1) 証人の経歴及び職務内容
- (2) 報償費の支出に関する公にしないことを前提とした外交活動の内容及び具体例等
- (3) 1017件の五類型以外の本件対象文書についての類型的な記録内容
- (4) 1017件の五類型以外の本件対象文書の記録内容が法5条3号及び6号に掲げる情報に該当すること
- (5) その他、上記に関連した一切の事項

平成 11 年 度

# 予 算 事 務 提 要

平成 11 年 5 月

目 番号	目	説 明
06	<p>〔雑 給 与 の 類〕 〔諸 謝 金〕 諸 謝 金 ○ ○ 謝 金</p> <p>(給 与) * 外国人教師等給与</p> <p>政府開発援助外国人 留学生給与 アジア地域等派遣留 学生給与 政府開発援助留日研 究生等給与</p> <p>* 海外派遣留学生給与 (手 当) 速記学生手当 司法修習生手当 学 生 手 当</p>	<p>1. 国の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金 (調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金)</p> <p>◎一般職の職員の給与に関する法律 第1・3条</p> <p>○謝金の取扱について (昭和27年給実甲第57号)</p> <p>2. 弁護人謝金</p> <p>勤務の契約によって雇用した外国人に支給する給与</p> <p>◎国家公務員法 第2条第6・7項</p> <p>○政府又はその機関と外国人との間の勤務の契約 (人事院規則1-7)</p> <p>留日学生に支給する給与 アジア地域等へ派遣する日本人留学生に支給する給与及び一時金</p> <p>ユネスコ活動における芸術文化研究等のため派遣された留日外国人研究者に支給する給与並びに基礎科学国際大学院における研修のため招致する外国人研修生に支給する給与及び渡日直後に支給する一時金</p> <p>海外へ留学生として派遣する日本人学生に支給する給与</p> <p>速記学生、司法修習生、防衛大学校・防衛医科大学校の学生、その他これらに類する者に対する手当</p> <p>○衆議院速記者養成所規則 第9条</p> <p>○参議院速記者養成所規則 第9条</p> <p>◎裁判所法 第67条第2項</p> <p>○裁判官の報酬等に関する法律 第14条 司法修習生の給与に関する規則</p> <p>◎防衛庁の職員の給与等に関する法律 第25条</p> <p>○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令 第18・19条</p>



目 番号	目	説 明
08	報 償 費  褒 賞 品 費 【旅 費 の 類】 議 員 旅 費  議 員 文 書 通 信 交 通 滞 在 費  議 会 雑 費  職 務 雑 費  ( 職 員 の 旅 費 ) 職 員 旅 費 ○ ○ 調 査 旅 費	国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費である（例えば国の事務又は事業に関し功労があった者等に対し、特にその労苦に報い更にそのような寄与を奨励することを適当と認める場合において使用する経費又は部外の協力者に対して謝礼的又は代償的な意味において使用する経費である。）。 功労者等被表彰者に対する記念品等の代価  1. 国会議員に支給する派遣及び国政調査の旅費 2. 衆議院及び参議院の議長視察旅費 ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条 ○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程 1. 国会議員に支給する文書通信交通滞在費 2. 永年在職表彰議員に支給する特別交通費 ◎国会法 第38条 ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第9・10条 衆議院及び参議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長に対する議会雑費（国会開会中に限る。） ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 第8条の2 ○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程 第10条 裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に対する職務雑費（国会開会中に限る。） ◎裁判官弾劾法 第5条第10項・16条第9項 ○裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程 ○裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程  1. 常勤の職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督及び護送等の旅費

目 番号	目	説 明
		<p>宿泊料等支給法</p> <p>◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第75条 ○公正取引委員会の審判費用等に関する政令</p> <p>◎証券取引法 第186条 ○証券会社に関する省令 第14条</p> <p>◎公証人法 第7条</p> <p>◎監獄法 第70条 ○囚人及び刑事被告人押送規則 第5条</p> <p>◎労働組合法 第27条の2 ○労働組合法施行令 第28条の2</p> <p>◎海難審判法 第64条 ○海難審判法施行規則 第84条</p> <p>◎電波法 第95条 ○電波法による旅費等の額を定める政令</p> <p>◎労働保険審査官及び労働保険審査会法 第16・46条 ○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令 第14・33条</p>
09	<p>(庁費の類)</p> <p>庁 費 校 費 ○ ○ 庁 費 ○ ○ 調 査 費 ○ ○ 検 査 費 ○ ○ 試 験 費 ○ ○ 検 定 料 ○ ○ 研 究 費 ○ ○ 研 修 費 ○ ○ 訓 練 費 ○ ○ 作 成 費 ○ ○ 購 入 費 ○ ○ 資 料 費 ○ ○ 印 刷 費 ○ ○ 発 行 費 ○ ○ 宣 伝 費 ○ ○ 放 送 費 ○ ○ 器 具 費 ○ ○ 備 品 費</p>	<p>下記の全部又は一部を適用するものである。</p> <p>1. 備品費</p> <p>(1) 事務用、事業（試験、研究、検査、検定、実験、実習、調査等）及び医療用の器具機械類その他の設備品及び標本等で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えるもの並びにこれらの附属品で器具機械として整理するものの代価</p> <p>(2) 図書（図書館等で保存、閲覧用に供するもの以外の新聞、雑誌、パンフレットの類を除く。）の代価</p> <p>(3) 自動車、船舶用諸品等購入の代価</p> <p>(4) 動物（試験、実験、研究、検定用で消費するものを除く。）の代価</p> <p>以上備品として台帳に登載するもの</p> <p>2. 消耗品費</p> <p>(1) 各種事務用紙（封筒類、筆墨印肉類、チョーク、スタンプ台、諸帳簿、伝票等文房具）の代価</p> <p>(2) 庁用、事務用（試験、研究、検査、検定、</p>

目 番号	目	説 明
○ ○	整備費	実験、実習等)、医療用、自動車用及び船舶用等の燃料の代価（石炭、各種燃料油、燃料用アルコール等） (3) 事業用消耗品及び消耗材料の代価 事業用（試験、研究、検査、検定、実験、実習等）、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の代価 新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書（備品費として整理するものを除く。）の代価 その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの代価 (4) 飼育動物の飼料の代価 3. 被服費 (1) 国会の衛視長、衛視副長及び衛視に貸与する被服の代価 (2) 自衛官等に給与又は貸与する被服の代価 (3) 刑務所等の副看守長、看守、教官及び警察官（警部以上は初任の際に限る。）に給与又は貸与する被服の代価 (4) 刑務所等被収容者の着用する被服の代価 (5) その他予算に基づいて給与又は貸与する被服の代価 ① 各省各庁官署のタイピスト、守衛、給仕、船員等に対するもの ② 税関、検疫所、海上保安庁等の職員に対するもの ③ 病院、療養所等の医師、看護婦及び看護学校、看護婦養成所の生徒に対するもの ④ 病院及び療養所の患者に対するもの ⑤ その他予算に定めるもの ◎国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律 ◎一般職の職員の給与に関する法律 第5条第2項 ○副看守長及看守給与品及貸与品規則第1・2・4条 ○少年院及び少年鑑別所勤務の教官に対する
○ ○	整備費	
○ ○	維持費	
○ ○	燃料費	
○ ○	運搬費	
○ ○	通報料	
○ ○	通信費	
○ ○	専用材料	
○ ○	借料	
○ ○	保管料	
○ ○	製造費	
○ ○	製作費	
○ ○	材料費	
○ ○	作品費	
○ ○	管理費	
○ ○	処分費	
○ ○	医療費	
○ ○	被服費	
○ ○	買上費	
○ ○	作業費	
○ ○	取扱費	
○ ○	手数料	
○ ○ ○	料（費）	

目 番 号	目	説 明
		給与品及び貸与品取扱規則 ○監獄法 第32条 少年院処遇規則 第37条 少年鑑別所処遇規則 第24条 ○婦人補導院法 第6条第1項 ○防衛庁の職員の給与等に関する法律 第21条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令 第17条 海上保安庁職員服制施行細則 税関職員制服貸与規程 ◎特別職の職員の給与に関する法律 第11条 ○国会職員法 第25条 衛視貸与品規程 衆議院事務局職員被服貸与規程 参議院職員被服取扱規程 ◎警察法 第68・69条 ○警察法施行令 第8条 4. 印刷製本費 (1) 函書、文書、議案、図面、郵便類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代（用紙代を含む。） (2) 函書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代 5. 通信運搬費 (1) 郵便料、電信料及び電話料 （電信電話架設料、電話加入料等を含む。） (2) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃 (3) 近距離の乗船及び乗車の回数券 (4) 有料道路の通行券 6. 光熱水料 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料 7. 借料及び損料 器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、船車馬の借上げ、駐車料等 8. 会 議 費 会議用、式日用の茶菓弁当、深夜勤務者の夜食、非常炊出賄等の食料の代価 9. 賃 金

目 番 号	目	説 明
		<p>人夫作業員等日々雇用の単純労務に服する者 (施設費関係を除く。)に対する賃金 ○定員外職員の常勤化の防止について(昭 36.2.28閣議決定) ○昭和37年度の定員外職員の定員繰入れに伴 う措置について(昭37.1.19閣議決定)</p> <p>10. 保 険 料</p> <p>(1) 社会保険料</p> <p>① 健康保険料 ② 厚生年金保険料 ③ 船員保険料 ④ 労働保険料</p> <p>(2) 運送保険料 (3) 火災保険料 (4) 自動車損害賠償責任保険料</p> <p>11. 再保険料 再保険契約に係る支払再保険料 ◎貿易保険法 第14条の16</p> <p>12. 児童手当拠出金 ◎児童手当法</p> <p>13. 自動車交換差金 国の所有に属する自動車等の交換に要する差 金 ◎国の所有に属する自動車等の交換に関する法 律</p> <p>14. 雑役務費</p> <p>(1) 倉庫料、証券保管料等 (2) 器具機械等の修繕料、自動車修繕料、各種 保守料及び洗濯料 (3) 事務及び事業上の新聞その他広告料 (4) 速記料、謄写料、印書料、翻訳料及び青写 真焼付料 (5) 物品取扱手数料、計器類検定料、鑑定料、 設計料、試験料、警備保安業務料、運用手数 料、加工手数料、集荷手数料、国債事務取扱 手数料、売捌手数料、送金手数料等 (6) 授業料 (7) 収入印紙代 (8) テレビ聴視料、清掃汲取料、動物治療費、</p>

目 番 号	目	説 明
	土地建物借料 招へい外国人滞在費 ○○招へい費 各所修繕 ○○修繕(修理)費 ○○補修費 捜査費 ○○活動費 ○○食糧費 糧食費	種付料、樹木手入料、ガラス入替費及びペンキ塗替費 (9) 電気、電話、水道、ガス等の新增設、修繕工事費、配線模様替工事及び引込線工事費 (10) 畳、建具その他物品等の製造、加工、試作等の請負費 (11) 建物、工作物の撤去作業及び整地作業の請負費 (12) 式場、会場等仮設の請負費 (13) 農業水利、下水道受益者負担金、その他工事等の負担金 等 土地及び建物の借上げ料 招へい外国人の宿泊費、交通費等 1. 建物、船舶、工作物の修繕(補修のための諸材料費)等の直接工事費 2. 同修繕(補修)工事の請負費 警察官、証券取引等監視委員会職員、財務局等職員、税関職員、税務職員及び海上保安官の捜査費 1. 衆議院、参議院の国政調査活動費 2. 会計検査院の会計検査活動費 3. 公安調査官、麻薬取締官等の調査活動費 1. 身柄拘束者食料 2. 刑務所等被収容者(監獄法 第34条、少年院処遇規則 第40条、少年鑑別所処遇規則 第25条)、その他の被収容者等の食料 3. 病院、療養所等の患者等の食料 4. 国立大学の練習船に乗組む学生及び看護学校、看護婦養成所の生徒の食料 5. 国立更生援護機関の入所者等の食料 6. 検疫所停留者及び海上災害被救助者の食料 1. 防衛庁の職員の給与等に関する法律第20条により隊員に対して支給される場合の基本糧食の代価 2. 自衛隊法第116条の3及び自衛隊法施行令 第126条の6により隊員以外の者に支給される基本糧食の代価 3. 非常備蓄用の糧食の代価及び詰合せ食の梱包

目 番 号	目	説 明
	招 宴 費 特 別 送 達 料	材料代並びに雑役務費 4. 演習、出勤、廻番勤務、警衛勤務等、航空機 夜間整備、航空機とう乗等の場合における加給 食の代価 5. 自衛隊の病院において自衛官、防衛大学校又 は防衛医科大学校の学生、予備自衛官及び即応 予備自衛官以外の者に給する患者食の代価 皇室の招宴接待費 裁判所において郵便法第66条に規定する特別送達 に伴う郵便料
	教 科 書 購 入 費	義務教育諸学校の設置者が児童及び生徒にその使 用する教科用図書を給与するため、国が設置者に 対し給付する等のためこれを購入する代価 ◎義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関 する法律 第3・5条
	政府開発援助外国人 留学生教育費	日本国政府が招致した国費外国人留学生に対し、 教育に関する役務を提供する公私立大学等への対 価
	駐留軍等労務者福利 費	駐留軍等労務者に係る社会保険料、健康診断費、 被服費、福利厚生費等の福利費
	引 揚 者 援 護 費	1. 引揚者に係る輸送費、宿泊料及び食費 2. 一時帰国者に係る輸送費及び宿泊料 ◎中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律 第6・14 条 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行規 則
	送 還 費	3. 一時帰国者等の肉親捜しに係る調査費 4. 戸籍取得援護費用 生活困窮者等で自己の負担において帰国するこ とができない者に対する帰国の旅費等の貸付 ◎国の援助等を必要とする帰国者に関する領事 官の職務等に関する法律 第2・3条
	自 動 車 重 量 税 消 費 税 学 用 患 者 費	消費税及び地方消費税 国立大学附属病院における教育研究のための学用 患者の診療直接経費、給食費、寝具費及び看護補 助者の備上費

目 番 号	目	説 明
	○ ○ 助 成 金 ○ ○ 獎 励 金 ○ ○ 援 助 費 ○ ○ 支 出 金 ○ ○ 讓 与 金 ○ ○ 分 担 金 ○ ○ 拠 出 金 * 老 人 保 健 拠 出 金 * 退 職 者 給 付 拠 出 金 * 通 告 書 送 付 費 支 出 金	国際条約等に基づく各種の国際分担金 国際連合関係機関及びその他の国際機関等が行う 事業に対する拠出金 老人保健法に基づく拠出金 ◎老人保健法 第53条 国民健康保険法に基づく拠出金 ◎国民健康保険法 第81条の2 道路交通法に基づく支出金 ◎道路交通法附則 第21条
17	交 際 費	儀礼的、社交的な意味で部外者に対し支出する一 方的、贈与的な性質を有する経費
18	〔賠償償還及び払戻金の類〕 賠償償還及払戻金 ○ ○ 弁 償 金 ○ ○ 償 還 金 (費) ○ ○ 補 填 金 ○ ○ 払 戻 金 ○ ○ 見 舞 金  貨幣交換差減補填金 * 売却及償還差額補填 金 償 還 差 額 補 填 金 * 預 託 金 利 子 償 務 償 還 費	1. 国家賠償法に基づく賠償金 2. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基 づく賠償金 3. 国又は国の委任を受けたものの不法行為及び 債務不履行その他権利侵害の結果その被害者に 対する賠償金 (民法 第415・709条) 4. 行政相談委員、保護司及び人権擁護委員の実 費弁償金並びに都道府県警察留置人に対する経 費の立替金等の弁償金 5. 損害賠償の性質を有する見舞金 6. 小切手支払未済金 (予算決算及び会計令 第 63条)、特殊債務等の償還金 (費) 7. 亡失金、事故欠損金等の補填金 8. その他過額納等諸払戻金  外貨の売却及び外貨送金取組みによって生じた差 減に対する補填金 国債等の売却及び償還によって生じた差減に対す る補填金 外債の償還によって生じた差減に対する補填金



平成11年度 予算事務提要

---

印刷 平成11年 4月21日

発行 平成11年 5月10日

定価900円

(本体857円+税)

送料380円

編集 財政調査会

発行者 齋藤 整 督

発行所 財団法人 大蔵財務協会

〒102-8335 東京都千代田区三番町30番地2

電話 (3265)4141 (代表)

FAX 3264-0524

---

印刷所 図書印刷株

# 陳 述 書

乙40

東京高等裁判所第10民事部御中

平成18年5月30日

林 肇  
林

- 1 私は、現在、外務省大臣官房会計課長を務めており、外務省において、報償費の運用を含む予算・会計事務について責任を負う立場にあります。

私は、本訴訟に係る準備の中で、本件対象文書1069件すべてに実際に目を通し、そのうち1017件の五類型以外の本件対象文書については、控訴理由書において述べているとおり、公にしない外交活動に関する情報が記載されていることを確認しました。

これら1017件の五類型以外の本件対象文書に情報公開法上の不開示事由が記載されていることについては、控訴理由書において、A1、A2、B1、B2、C2の各類型に分類し、かつ、各類型ごとに各1例のサンプルを取り上げて説明しているとおりです。しかし、これ以上にサンプルを増やして本件対象文書の記載内容を説明することは、複数のサンプルを照合することにより各記載内容が具体化し、記載内容の特定に結びつくおそれがあります。

そこで、私は、1017件の五類型以外の本件対象文書の記載内容をより具体的にイメージしていただけるよう、自らの体験に即して、報償費の支出に関する外交活動の内容等について、守秘義務を害しない範囲で申し述べたいと思います。

- 2 私は、昭和57年に外務省に入省し、以来、本省や在外公館において様々な外交活動に関与する機会を持ちました。そのうちの主なものを述べると次のとおりです。

私は、平成7年7月から平成10年3月まで、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官として、同地にて行われる国際会議に係る調整や同地

に所在する国際機関との関係の調整等にかかわりました。

平成12年4月から平成13年10月までは、私は、経済局国際経済第一課長として、欧州連合及び欧州諸国との経済・貿易問題、並びにアジア欧州会合（ASEM）等の国際会議に係る調整にかかわり、平成13年10月から平成14年10月までは、総合外交政策局企画課長として、主要先進国（G8）首脳会議及び同外相会議の政務部分等の国際会議に係る調整にかかわりました。

そして、私は、平成17年2月から平成18年3月まで、北米局北米第二課長として、米国及びカナダとの経済・貿易問題に関する事務にかかわり、今年3月から、現在の立場にあります。

- 3 私は、これまで、米国やカナダ、あるいは欧州連合や欧州諸国との経済・貿易問題に関与する機会を持ちましたので、これから、私が実際に関与した某国との間のある特定の経済・貿易問題を例に挙げて、控訴理由書でいう「A」のカテゴリーに該当する公にしないことを前提とした情報収集活動や、その機密性を有する情報が報償費の支出に関する文書に記載されていることについて説明します。

このある特定の経済・貿易問題については、某国内において、強い政治力を有する利害関係団体の存在がありました。このような特定の経済・貿易問題について二国間交渉を行う際には、我が国の在外公館又は外務本省の関係者が、実際の交渉に先立ち、前もって相手国政府関係者との間で、相手国側の交渉における出方や立場の強さなどを把握しようとしたり、交渉の落としどころを探ったりすることが、公にしないことを前提としてしばしば行われますが、そのためにも、相手国側政府の動向等に関する情報収集が極めて重要です。

そこで、我が国は、同団体や立法府・行政府の動向の把握に努めていました。その一環として、在某国日本大使館員は、かねてから、この問題に関係するある人物（某国人）との間で、有益な情報を収集するべく、面会や会合を通じ、信頼関係を築きながら、探りを入れていました。そして、この特定の経済・貿易問題が深まりを見せる中、この大使館員は、このある人物が、特定の経済・貿易問題に関する非常に正確で我が国にとって有益な情報を持っていることをつかみ、更にこのある人物と、会合の場を設けるなどして

接触を重ねました。その結果、この大使館員は、このある人物から、利害関係団体が某国議会のどの議員と関係が深く、かつ、同団体がこの問題についてどのような見解・方針を持ち、某国議会を通じてどのようにその方針を実現しようと企図しているかという、我が国にとって極めて有益な情報を入手することができました。このようにして得られた情報が、この問題の対応について、我が国の利益を確保していく上で大変有益なものとなったことはいうまでもありません。

このような活動は、いわば水面下で極秘裏に行わなければならないものです。なぜなら、このある人物としては、現に懸案となっている特定の経済・貿易問題について、我が国に対して情報提供を行っていることが明らかになれば、某国内における自らの立場を危うくするおそれがあるからです。また、我が国としても、大使館員がこのある人物と接触し、有益な情報を秘密裏に収集しようとし、かつ、収集したことを某国政府に知られることは、某国との信頼関係に亀裂を生じるおそれがあり、この特定の経済・貿易問題に関する外交交渉にも支障が生じるおそれがあるからです。

このように、情報収集活動として、ある人物との接触を開始し、それを継続していくためには、相手との信頼関係を構築するためにも、会食等の機会を持つことが必要となり、しかも我が国から面会を依頼する場合には、その経費も我が国が負担しなければ、かかる接触を重ねることは困難です。そのため、我が国は、報償費を支出し、会合の場を設けるなどしてこのある人物との接触を重ねました。これは、控訴理由書での整理に基づけば「A2」の類型に当たります。そして、実際に有益な情報の提供が受けられる、あるいは受けた段階では、我が国は、このある人物に対し、その対価を支出しました。これが「A1」の類型に該当します。つまり、これは、一つの経済・貿易問題について、「A2」から「A1」の類型に移行した事例といえます。

そして、これらの報償費を支出するに当たっては、適正な経理処理のため、決裁書や支払証拠台紙等の報償費の支出に関する書類に、どの大使館員が、だれと、いつ、どこで、何の目的で会合を持ったか、あるいは何の情報収集活動に関して対価を幾ら支払ったかが記載されます。

したがって、これらの書類の記載内容が開示されれば、今ご説明した、某国との経済・貿易問題に関する極秘裏の情報収集活動が公になり、情報提供者の立場を危うくし、その者と我が国との信頼関係を破綻させるのみならず、

我が国と某国との信頼関係にも亀裂を生じ、この経済・貿易問題に関する外交交渉にも多大な悪影響が及ぼされることは明らかといえます。

このように、貴重な情報の収集活動は、我が国の職員が情報提供者と会合等の場を設けて接触していることや、情報提供の対価として金銭を支払っている事実が、一切公にされないことが確保されて初めて可能になるものです。

- 4 次に、私は、これまで様々な国際会議に係る調整や様々な国際機関との関係の調整に関する外交事務に関与する機会を持ちましたので、「C」のカテゴリーに該当する公にしないことを前提とした外交交渉・工作活動や、その機密性を有する情報が報償費の支出に関する文書に記載されていることについて説明します。

国際会議や国際機関においては、多くの場合、決議や決定等の形で当該国際会議や当該国際機関の重視する事項が特定されるため、その内容に関して事前に非公式の調整が行われることが少なくありません。例えば、国際機関の財政面に関し、当該国際機関の事務局等が作成する予算案の内容や規模、あるいはその予算を賄うために、各加盟国が幾ら分担金を負担するかなどについて、事務局、加盟国等の主体の間で調整が行われることがあります。しかし、どの加盟国も、自国が重視する分野に当該国際機関がより多くの予算が配分されることを望むとともに、自国の経済的負担を少しでも軽くしたいという考えを持っています。このため、事務局、各加盟国等の主体間における調整に際しては、各加盟国が自国の立場を主張し、様々な駆け引きが繰り返されることとなります。

そこで、各国とも、こうした調整に当たり、自国と共同歩調を採り得る国を探し出し、そうした国に対して協力を依頼したり、また、自国と異なる主張を行っている国の動向を探ることなどを広く行っています。そうした活動を行うに当たり、ある国の外交官が、関係国の外交官や当該国際機関の関係者等に対し、会合の機会を通じて働きかけを行うことは広く見られるところ です。

我が国の外交官も、我が国の立場の理解を得るために、関係国の外交官や当該国際機関の事務局関係者等に対し、会合の機会等を活用して、我が国の立場が相手方にとっても利点がある旨の説明を行うなど、我が国への協力について働きかけを行うことを日常的に行っています。また、我が国の外交官

自身が関係国の外交官等に対し直接働きかけを行うのではなく、我が国の政府職員ではない第三者にある特定の対象者に対する働きかけを依頼することもあり得ます。こうした様々な努力を通じて、我が国の立場を決議や決定等の最終成果物に反映させることが行われています。私自身も、以上に述べたような活動にかかわる経験を持ちました。

このような働きかけや第三者への依頼も、事務局や他の加盟国に知られず、秘密裏に行わなければなりません。なぜなら、我が国による非公式な働きかけの態様等が明らかになれば、我が国が、どの国とどのような関係にあるかが他国や事務局等に把握され、その後の様々な調整等において、我が国と利害が対立する主体が、我が国による働きかけを妨害することも可能となり、その結果、我が国の立場を確保することが著しく困難になると考えられるからです。また、我が国からの働きかけを受けた国や働きかけを受けた第三者の我が国に対する信頼も損なうおそれが高いことも明らかといえるからです。

これらの会合を通じた接触等も、報償費の支出を要するもので、控訴理由書での整理に基づけば、「C2」の категорияに当たります。また、働きかけを行った結果、相手方の承諾が得られた場合や、第三者に働きかけを依頼した場合などには、その対価を支払うことがあり得ますが、これらは、「C1」の categoriaに当たります。

これらの報償費の支出に関する書類にも、我が国のどの職員が、いつ、どこで、だれと、何の目的で会合を持ったか、あるいは何の外交活動に関して対価を幾ら支払ったかが記載されます。

したがって、これらの書類の記載内容が開示されれば、国際会議や国際機関における各種の調整等に関する秘密裏の外交活動が公になり、我が国の利益を害し、あるいは他国等と我が国の信頼関係を損なうおそれがあります。その結果は、今後の我が国の国際会議や国際機関における外交活動に支障を来し、我が国の立場を実現することが困難になるといわざるを得ません。

以上の点は、二国間の外交交渉に係る「B」の categoriaについても同様であり、公にしないことを前提とした二国間・多国間の外交交渉や外交工作活動についての情報が開示された場合は、外交上、極めて多大な悪影響が生じるおそれがあることは明らかです。

5 私は、本訴訟に係る準備の中で、本件対象文書1069件すべてに実際に目を通しました。

そのうち五類型に係る文書52件については、会計検査院から指摘を受けているとおり、本来報償費として支出されるべきものではなかった事務に係るものであり、その記載事項は、五類型以外の文書と性質的に異なるものといわざるを得ません。実際、五類型に係る文書と同種の記載内容に関するものは、現在では報償費以外の費目から支出しています。

一方、五類型以外の文書、すなわちその余の1017件の文書については、控訴理由書において述べているとおり、公にしない外交活動に関する情報が記録されているものであり、私が説明した事例と同様の公にしないことを前提とした外交活動に関する情報が記載されています。

もちろん、私が経験した経済・貿易問題に関するものや国際機関における外交活動のための報償費の支出に関する文書は、本件対象文書に含まれていません。しかし、1017件の五類型以外の本件対象文書にも、控訴理由書でA1, A2, B1, B2, C2の各類型に分類されるものとして説明しているとおり、私が経験した事例と同様の情報収集及び外交交渉・工作活動に関する記載や、二国間の首脳・外相会談、様々な国際会議や国際機関の総会・理事会などに先立って行われる非公式な意見交換・準備的な折衝、相手国との二国間交渉の準備として、あるいは交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合など、多岐にわたる公にしないことを前提とした外交活動に関する情報が記載されています。

6 以上のとおり、外交活動に関する情報を開示することによって外交上の支障が生じるのは、1017件の五類型以外の本件対象文書のすべてについて該当するものです。

以上

乙41

平成16年9月30日	受領者
午前 1時20分書記官送達	印

平成16年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成16年(行)第7号 文書不開示処分取消請求控訴事件 (原審・仙台地方裁判所  
平成13年(行)第6号)

平成16年7月20日口頭弁論終結

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が控訴人に対し平成13年5月2日付けでした別紙文書目録記載1の文書の明細欄及び同目録記載2の文書を開示しないとの処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

### 第2 事案の概要

- 1 事案の概要(争いのない事実等, 争点, 争点に関する当事者の主張, 等)は、下記2のとおり削除, 訂正, 付加するほか, 原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載されたとおり(原判決の1頁14行目から14頁10行目まで)であるから, これを引用する。
  - 2(1) 原判決の別紙文書目録記載1の文書の表示のうち「の支払明細欄」を削り, 2頁10行目の「支払議決書」を「支払決議書」と改め, 2頁22行目の次に行を変えて次のとおり加える。

「本件支払明細書のうち, 開示された平成10年4月分の支払明細書は別紙「4月分調査活動費支払明細書」のとおりであり, それは別紙書式に従って作成されたものである。」



- (2) 原判決の6頁2・3行目、7頁24行目、8頁13行目及び10頁4行目の「当てられた」をいずれも「充てられた」と改め、10頁18行目の「調査対象者ら何らかの関係のある」を「調査対象者らと何らかの関係のある」と改め、12頁14行目の「取扱責任者」を「取扱者名」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求を棄却すべきものと判断する。その理由は、下記2のとおり付加、訂正し、下記3に補充の判断を示すほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載されたとおり（原判決の14頁12行目から34頁19行目まで）であるから、これを引用する。

- 2(1) 原判決の15頁10行目冒頭の「欠くこと」の次に「等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くこと」を加え、15頁25行目の「であるとすれば、」の次に「本件文書には虚偽の情報が記録されていることになるから、」を加え、16頁9行目から14行目までを次のとおり改める。

「しかして、4号該当性の有無が問題になる情報が行政文書中に複数ある場合に、一部の情報が不正支出に係るものであるときは、その情報に限って不開示事由がないに止まることになるから、原告においてこれを特定する必要があり、これが特定されないときは、本件文書中の全部又は相当数の情報が不正支出に係るものであることが認められない限り、本件文書の不開示処分について被告に裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないこととなる。」

- (2) 原判決の17頁13行目から18行目までを次のとおり改める。

#### 「イ）調査活動費の簡易な計算証明の取扱い

調査活動費のうち、事件その他の情報収集経費、事件等調査活動の経費、その他機密事案の経費の支出に関しては、その秘密保持の必要性が高いため、計算証明規則11条により、個々の支出に係る役務提供者等の請求書、領収書等につき毎月の会計検査院に対する提出が免除され、

その代わり、①毎月支払明細書等を会計検査院に提出すること、②役務提供者等の請求書、領収書等の証拠書類は会計検査院から要求された場合にこれを提出できるよう証明責任者が保管することとされて、会計検査院から「簡易な計算証明」によることが承認されている（これが特例払である。）。」

- (3) 原判決の18頁25行目の「平成10年」を「平成8年」と改め、19頁9行目の末尾に「そして、仙台地検は、平成8年度に公安部が特別刑事部に公安事務課が特別刑事事務課にそれぞれ改編され、平成10年度に刑事資料課が特別刑事資料課に探証課が情報システム管理課にそれぞれ改編された。」を加え、19頁22・23行目を「合理化して減額していく一方、コンピューター関連の新規整備の予算を増額していった。」と改める。
- (4) 原判決の23頁24行目の「各地検の次席検事や法務省の職員を集めた会議が開かれて、」を「管内各地検の次席検事や事務局長を集めた会議が開かれて（法務省から係官が出席）、」と改め、24頁6行目の「高松地検次席検事を」の次に「平成10年4月から平成11年7月まで名古屋高検総務部長を」を加え、24頁15・16行目の「見たことがないとするなど、重要部分については推測が多い。」を「見たことがないと供述しつつ、麻雀する場合はすぐ耳に入ってきますからわかりますとか、(裏金が使われていたと断言できる根拠を問われて) 当時の事務局長が大分愚痴っていたからと供述するなど、支出に関する具体的な事実については伝聞や推測に基づく内容が多く見受けられる。」と改め、25頁7行目の「全体的に推測に基づく」を「全体的に伝聞ないし推測に基づく」と改め、26頁16行目の「協力依頼文」の前に「平成5年4月27日付け」を加え、26頁20行目の「庶務課長」を「総務課長」と改め、28頁11行目の「情報収集が重要性」を「情報収集の重要性」と改め、28頁12行目の「外部協力者からの情報収集よりも」を「調査活動費を合理化して」と改め、28頁17行目の「調査活動費」を「調査

活動費の全額」と改める。

- (5) 原判決の29頁22行目の「全国一律に調査活動費の不正流用が行われ」を「全国一律に調査活動費の全額につき不正流用が行われ」と改め、29頁24行目の「本件調査活動費の不正流用」を「本件調査活動費の全額が不正に流用されたこと」と改め、31頁3行目から8行目までを次のとおり改める。

「そして、仮に、本件文書中に調査活動費の不正流用に係る情報が一部含まれている疑いがあるとしても、本件全証拠によっても、どの情報がそれに当たるのかを区別して特定することはできないから、本件調査活動費が全額又は相当額不正流用されたことが認められない以上、全体として本件文書には実際に調査活動に使用された金員の支払に関する情報が記録されていないということとはできないことになる。」

- (6) 原判決の32頁17行目の「会計検査院に対する証明」を「会計検査院に対する計算証明」と改め、32頁18行目の「生命身体の確保」を「生命身体の安全確保」と改め、32頁18行目の「調査受託者」を「役務提供者」と改め、32頁20行目の「取扱責任者が保管する「簡易な証明方法」」を「証明責任者が保管する「簡易な計算証明」」と改め、33頁8行目の「したがって、」の次に「後記3で述べるとおり、」を加える。

- (7) 原判決の33頁25・26行目の「部分開示を認めるべきか否かを論ずるのは相当でない。」を「情報公開法6条1項に基づく部分開示を認めることはできないものである。」と改め、34頁10行目の「本件文書」から13行目の「なるのであるから」までを「情報公開法でいう1個の情報の範囲を原告主張のようにとらえることは情報公開法3条1項と2項の文理に反するものであるから」と改め、34頁17行目から19行目にかけての「4号該当性が認められるのであるから、情報公開法6条2項を適用する余地はない」を「4号に該当するものとして不開示が相当であると判断されたのであるから、

本件文書が1号に該当するか否か（争点(3)）につき判断する必要性が認められない本件においては、1号に該当する情報について部分開示を規定している情報公開法6条2項の適用を論ずる余地はない」と改める。

### 3 補充の判断

- (1) 争点(1)（4号該当性を争う訴訟における審理、判断の方法と主張立証責任）について

ア 控訴人は、「行政機関の長の第一次的な判断を尊重するとしても、行政機関の長の判断が裁量権を逸脱し又は濫用したときに限り不開示処分を取り消すことができるとするのは、原則公開例外非公開の理念に照らして、行過ぎであり、行政機関の長の判断に合理的な疑問があれば、たとえ裁量権の逸脱又は濫用とまではいえない場合であっても、4号の「相当の理由」がないものとして不開示処分を取り消すべきである。」旨を主張する。

しかし、4号は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定して、行政機関の長に広く裁量権を認め、その第一次的判断を尊重しているから、行政機関の長の判断が裁量権を逸脱し又は濫用したと認められる場合に限って不開示処分を取り消すべきものである。控訴人の上記主張は採用することができない。

- イ 控訴人は、「4号の「相当の理由」が存在することの主張立証責任は行政機関の長が負うべきである。」旨を主張する。

しかし、この点については、原判決が説示するように（原判決の14頁～15頁）、まず、行政機関の長において、当該情報が同号所定のおそれがあると判断し得る情報であることを主張立証し、次いで、これが立証された場合には、控訴人において、行政機関の長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くか又は事

実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らし若しく妥当性を欠くことが明らかであることを主張立証すべきものと解するのが相当であるから、控訴人のこの点の主張も採用することができない。

(2) 争点(2) (本件文書の4号該当性) について

ア 控訴人は、「仙台地検における平成10年度の調査活動費(本件調査活動費)の支出はそのすべてが不正支出であった。」旨を主張する。

しかし、原判決が認定説示するとおり(原判決の17頁～31頁)、本件全証拠によるも、本件調査活動費の支出の全部が不正支出であったとは認められないのであり、また、本件調査活動費の支出中に不正支出があったとも認め難いのであり、やはり、本件証拠上は、本件調査活動費の支出中に不正支出があったものと疑う余地がないではないという程度にとどまるものというべきである。控訴人の上記主張も採用することができない。

イ 控訴人は、「少なくとも、本件調査活動費の支出のうち相当数は不正支出であったから、本件調査活動費の支出に不正支出が全くないことを前提として本件文書に記録されたすべての情報を不開示とした被控訴人の判断は、全く事実の基礎を欠くものであり、また、この判断はこの不正支出を隠ぺいするという不正な目的をもってなされたのであるから、本件文書に記録されたすべての情報について、裁量権の逸脱又は濫用があったものというべきである。この場合において、開示された本件文書の中に正規の支出に係る情報(不開示情報)があったとしても、それは、被控訴人が開示すべき情報をことさら隠ぺいした結果であるから、その不利益は被控訴人が甘受すべきものである。」旨を主張する。

しかしながら、本件全証拠によるも本件調査活動費の支出のうちの相当数が不正支出であったとは認められないことは、上記説示のとおりであるから、控訴人の主張はその前提を欠くものである。

仮にこの点をしばらくおき、本件調査活動費の支出の一部に不正支出があり、そのために本件文書に記録された情報の一部が虚偽記載であるとしても、控訴人においてどの調査活動費の支出が不正支出であるかあるいはどの情報が虚偽記載であるかを他と区別して特定することができないのであり、また、本件全証拠によってもその特定はできないのであるから、そうとすれば、本件調査活動費の支出の全部又は相当数が不正支出であるとの立証がなされない以上（そのような立証はなされていない。）、本件文書に記録されたすべての情報についてこれを不開示とすることはやむを得ないものというべきであり、それが裁量権の逸脱又は濫用に当たるものとはいえないというべきである。控訴人の上記主張も採用することができない。

ウ 控訴人は、「被控訴人において、本件文書（本件支払明細書及び本件領収書）に記録されている個々の支払及び受領についての情報を公にすると、調査対象者又は一般人が入手できる情報と照合、分析されることにより、仙台地検の調査活動の内容、対象、目的及びその協力者が推認され、調査活動に対する妨害、罪証隠滅工作等が行われたり、協力者に危害が加えられたりして、今後の調査活動が阻害され、ひいては検察権の適切な行使が妨げられるおそれがあると判断したことは、明白な合理性を欠くものである。」旨を主張する。

しかし、この点についても、原判決が説示するとおりであって（原判決31頁～32頁）、本件文書を開示することにより今後の仙台地検の調査活動が阻害されひいては検察権の適切な行使が妨げられるおそれがあると認められるから、被控訴人の上記判断が明白な合理性を欠いているということとはできない。

(3) 争点(4)（部分開示の要否）について

控訴人は、「いわゆる「独立した一体的な情報」論は、一個の情報の範囲が極めてあいまいであって、誤りである。本件支払明細書の明細欄に記録され

た情報については、調査活動費の支出が行われた年月日、金額、目的、取扱者名等というように重層的にとらえることができ、本件領収書についても、受領年月日、受領金額、受領者の氏名（印影を含む。）というように重層的にとらえることができるから、本件文書については、開示することが適当でない認められるひとまとまりをもって不開示情報の単位を画すべきであり、その余の部分については、情報公開法6条1項により部分開示されるべきものである。」旨を主張する。

しかしながら、この点についても、原判決が説示するとおり（原判決の33頁～34頁）、本件支払明細書の明細欄の記録内容は、調査活動費の個々の支出ごとに、その支払年月日、支払金額、使用目的、取扱者名及び備考の各記述が一体となって独立した一個の情報とみるべきであり、本件領収書の記録内容も、調査活動費の個々の受領ごとに、その受領年月日、受領金額、受領者の氏名（印影を含む。）の各記述が一体となって独立した一個の情報とみるべきであって、これらの記述を細分化するのは相当でないから、控訴人の上記主張も採用することができない。

#### 第4 結論

よって、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 鈴 木 陽 一

恭 村 中 判 官



(別紙)

当事者目録



控 訴 人



同 代 表 者



同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

藤	田	紀	子
佐	川	房	子
高	橋	輝	雄
山	田	忠	行
小 野	寺	信	一
増	田	隆	男
松	澤	陽	明
吉	岡	和	弘
半	澤		力
齋	藤	拓	生
松	下	明	夫
土	井	浩	之
十	河		弘
鈴	木		覚
野	呂		圭

仙台市青葉区片平1丁目3番1号

被 控 訴 人

同 指 定 代 理 人

同

同

仙 台 地 方 検 察 庁 検 事 正 明
別 府 英 信 孝
北 喜 多 剛 久
林 享 男

一  
光  
明

勇  
孝

内  
藤  
藤

大  
後  
佐

同  
同  
同

(別紙)

文 書 目 録

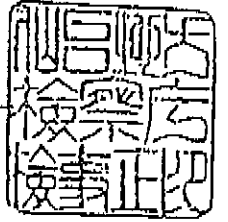
- 1 仙台地方検察庁の平成10年度分(平成10年4月から平成11年3月まで)  
の調査活動費支払明細書
  
- 2 仙台地方検察庁の平成10年度分(平成10年4月から平成11年3月まで)  
の調査活動費の個々の支払に関する領収書

(別紙)

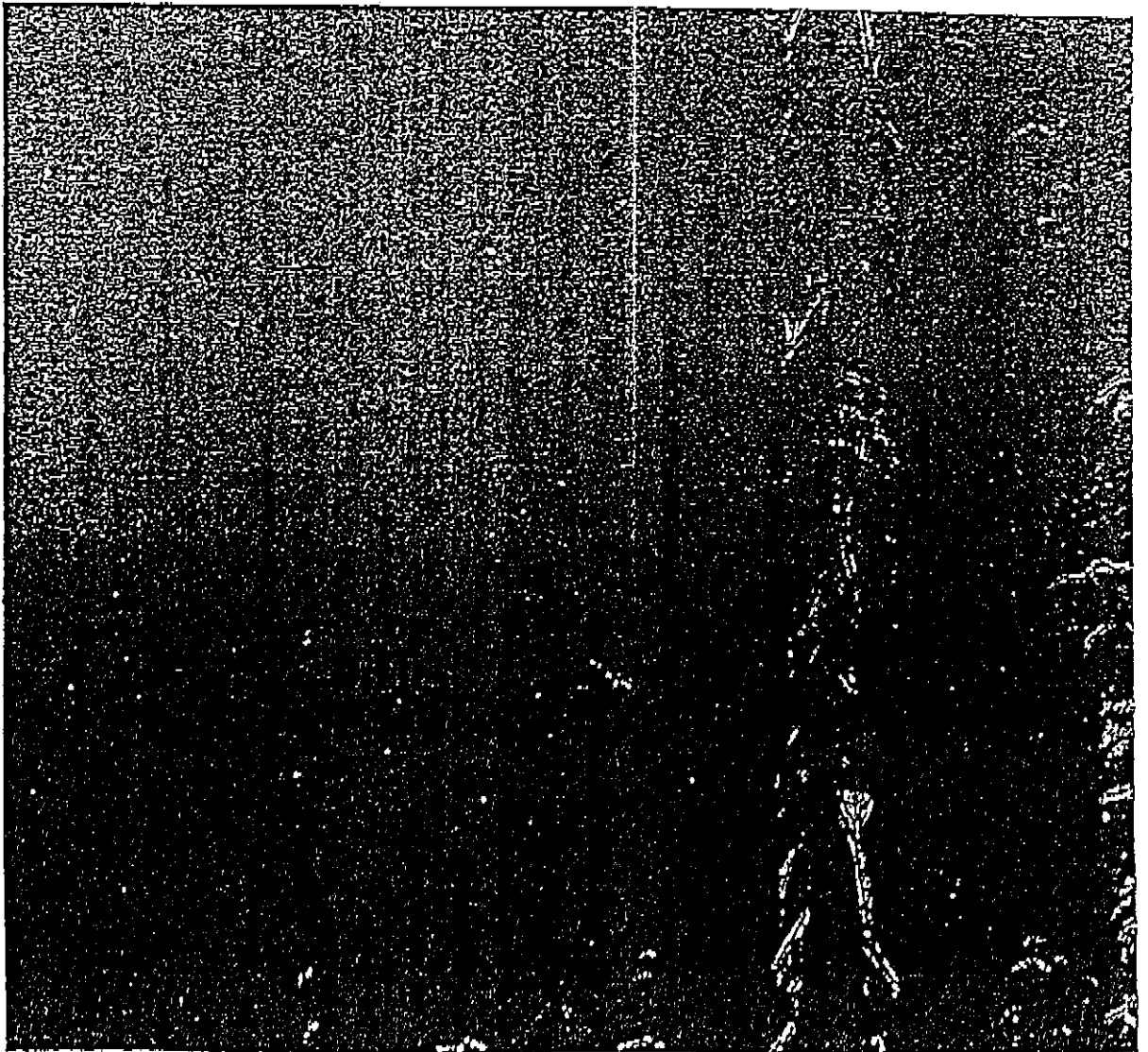
4月分調査活動費支払明細書

取扱責任者

仙台地方検察庁検事正 八 峰 剛



前月繰越額	0円
本月受入額	500,000円
本月支払額	500,000円
翌月繰越額	0円



別紙書式

何月分何文支払明細表

取扱責任者 何 某

前月繰越高 円  
 本月受入額 円  
 本月支払額 円  
 翌月繰越額 円

支払年月日	支払金額	使用目的	取扱者名	備	考

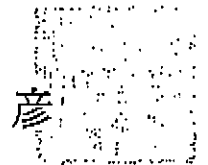
(別紙)

これは正本である。

平成16年9月30日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 小泉正彦



## 陳 述 書

乙42

東京高等裁判所第10民事部御中

平成18年5月30日

鈴木 嘉太郎 (印)

1 内閣府情報公開審査会は、本件訴訟の対象文書である、外務省本省、在米国・仏国・中国・フィリピン国大使館で平成12年2月及び3月に支出された報償費に関する支出証拠書、計算証明に関する計算書一切の開示請求に対する不開示決定について、外務大臣からの諮問を受け、それら本件対象文書のすべてについてインカメラ審理を実施しました。私は、その諮問時において、外務省大臣官房総務課情報公開室室長をしておりました。

これから、その諮問の口頭説明における審査会のインカメラ審理実施状況等について、当時の情報公開業務の担当責任者としてお話しします。

2 まず、私の経歴を申し上げます。

私は、昭和60年4月、外務事務官となり、以後、外務省本省や在英国・在ナイジェリア国・在ミャンマー国・在カナダ国の日本大使館で勤務し、平成14年8月から平成16年3月まで、外務省大臣官房総務課情報公開室室長をしていました。その後、私は、国際協力銀行開発第一部第一班課長として現在に至っています。

3 次に、本件対象文書に関する審査会の諮問における諮問庁による口頭説明の概要をお話しします。

外務大臣は、本件対象文書を含む外務省報償費に関する文書の不開示決定に対する異議申立てについて審査会に諮問し、平成15年7月31日に諮問が受理され、本件対象文書のすべてを含む諮問案件について、平成16年2月10日、一部開示が相当である旨の答申がされました。

その答申が出されるまでの間、審査会からの求めに応じ、以下の4回にわた

り、本件対象文書や他の同種の報償費の支出に関する諮問案件の対象文書について、諮問庁である私たち外務省職員による口頭説明が実施されました。

1回目 平成15年9月26日

2回目 同年10月10日

3回目 同月31日

4回目 平成16年1月9日

私は、情報公開室長として、伊原外務省大臣官房会計課課長らの外務省担当者と共に、そのいずれの口頭説明にも立ち会いました。

4 では、次に、1回目から3回目までの口頭説明における状況をお話しします。

まず、1回目の口頭説明においては、そもそも報償費とは何か、報償費の支出に係る行政文書にどのような記載があるか、報償費の支出の手続の流れ等の概要について説明しました。

2回目及び3回目の口頭説明においては、1回目の報償費の支出の手続の流れに関する説明を更に補足して説明するとともに、実際にどのような文書がその過程で作成されるのか、また、具体的な記載内容の例や諮問庁が不開示事由が存在すると考える理由について、対象文書をいくつか抽出し、実際に当該文書を審査会委員に示しながら説明しました。

このように対象文書のいくつかを抽出して具体的に示しつつ説明することになったのは、審査会からの要望があったからでした。審査会としては、諮問案件の対象文書について、正式にインカメラ審理する前提として、会計処理の過程で作成される多種多様な文書の類型について具体的なイメージを持つと同時に、本来対象文書として含めるべきにもかかわらず抜け落ちていないかどうか等の対象文書の特定について検証する必要があったものと思います。

正式なインカメラ審理の実施については、通常、審査会の合議を経て決定され、その後諮問庁に書面で通知されることになっていました。しかし、3回目の口頭説明まではその通知はなく、3回目の口頭説明が終わった時点で、審査会委員の部会長から、インカメラについて追って連絡しますというような発言があったように記憶しています。私たちは、これで、対象文書の一部を抽出するといった態様ではなく、本格的なインカメラ審理がいよいよ近くなったとの認識を深めました。その後、審査会から対象文書の提示、すなわちインカメラ審理を正式に求められました。



5 次に、4回目の口頭説明におけるインカメラ審理の実施状況についてお話しします。

4回目の口頭説明を実施した平成16年1月9日、本件対象文書を含む大型の段ボール箱20箱分程度の諮問対象文書を審査会事務局内に搬入しました。最初は、口頭説明を行う会議室とは別の場所にいったんまとめて運び込み、口頭説明を行う会議室では、まずは前回までの口頭説明の続きとして、対象文書の中から抽出した一部の文書について、その記載内容等を説明し、委員からの質問事項に回答するといったやりとりをしました。

それが一通り終わったところで、審査中の会議室とは別の場所に置いていた段ボール箱を、審査中の会議室に順次運び込み、対象文書が綴られたファイルを机上に並べることとしました。そこで、口頭説明に立ち会っていた全員が立ち上がり、段ボール箱が置かれた机の周りに集まったところで、私たちが、一つずつ箱を開けては中に入っている文書を取り出し、「これはこのような文書です。」などと言って、当該文書を実際に審査会の委員に示しながら、当該文書の記載内容や不開示事由の説明を始めました。

そういったことを繰り返すうちに、審査会の委員も、自ら段ボール箱を開けて対象文書を取り出し、個々の内容につき質問し、それに私たちが答えるといった状況になりました。

しかし、すべての文書その場で見るのは物理的に不可能でした。そのため、私たちは、審査会の委員から、引き続き見分するために対象文書を審査会に留め置きたいと言われました。報償費の支出に関する文書には、機密性の高い情報が記載されていますので、基本的に外務省外に保管されるのは気になるころではありましたが、対象文書が大量であり、かつ、審査会がインカメラ審理によりそれらの記載内容を実際に見分して、不開示事由の有無を判断する必要があることは、私たちも当然理解していました。ですので、私たちは、対象文書を審査会に留め置くことを了承し、対象文書在中の段ボール箱は、そのまま審査会に預けられることとなりました。

6 その後、平成16年2月10日に答申が出されるまでの間、対象文書在中の段ボール箱は審査会に保管されたままでした。

平成16年1月9日の4回目の口頭説明以降、当該文書が審査会に留め置か

れたのは、ひとえにインカメラ審理のためでしたから、審査会の委員の方々は、本件対象文書のすべてを実際に見分し、その記載内容を確認するとともに、その個々の文書について不開示事由があるか否かを審理された上で答申したといえると思います。

平成17年12月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 乙第 43 号証

平成17年(ワ)第13号 文書不開示処分取消請求控訴事件 (原審 仙台地方裁判所  
平成13年(ワ)第13号)

口頭弁論終結日 平成17年8月1日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決主文第2項を取り消す。
- 2 被控訴人が平成13年6月1日付けで控訴人に対してした行政文書を開示しない旨の処分のうち、別紙文書目録記載の文書に関する部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件の事案の概要は、1のとおり訂正し、当審における控訴人の主張として2のとおり付加する(ただし、その趣旨は、基本的には原判決に記載のものと同一である。)ほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の訂正

- (1) 原判決1頁21行目の次に、行を変えて次のとおり加える。

「なお、原判決は、控訴人が不開示処分の取消しを求めた文書のうち、原判決別紙文書目録1記載(1)及び(2)の文書については、不開示処分がされていないなどとして、同目録記載(3)ないし(9)の文書については、本訴提起後に控訴人に開示されたとして、これらの文書に係る請求につき訴えを却下し、その余の文書に係る請求を棄却したため、控訴人は、不開示処分のう

ち請求棄却に係る別紙文書目録記載の文書（すなわち、後記本件不開示文書）に関する部分の取消しを求めて控訴を提起した。」

(2) 原判決 8 頁 8 行目を削る。

(3) 原判決 8 頁 1 8 行目から 9 頁 1 8 行目までを削る。

## 2 当審における控訴人の主張

### (1) 争点(2)について

情報公開法は、「国民主権の理念にのっとり」とあるように、憲法 21 条が保障する国民の知る権利に基づくものであるところ、被控訴人主張のような解釈は、これによると、国民が不開示処分の裁量権の逸脱又は濫用を立証することはほとんどできず、結局、情報公開制度を利用して行政の不正をチェックすることがおよそ不可能となるから、知る権利の重要性を理解しない誤ったものである。

4 号は原則開示の例外規定であり、表現の自由の制限規定であるから、その制限は、より制限的でない他の選び得る手段が存在しない場合に初めて許容されるものであり、これがあたかも行政機関の長に自由裁量を与えているかのごとく読める規定であるなら、それ自体が違憲の疑いがあることになる。このような場合、可能な限り合憲限定解釈がされるべきで、裁量権の逸脱又は濫用を国民が立証するという不可能を強いる解釈は失当であり、行政機関の長に相当の理由の主張立証責任があると解すべきである。

### (2) 争点(3)について

#### ア 争点(3)アについて

証人 ██████████ は、控訴人の主張に沿う事実について、自らの経験に基づき詳細に、かつ、内部資料も指摘して証言しており、その信用性は高い。

また、公安調査庁は本庁を頂点とし、各地の公安調査局を組織しているのであるから、各地の公安調査局の実態にそれほどの差があるはずもなく、

仮に差があるなら、本庁又は近畿公安調査局が特別であることを被控訴人において主張立証すべきであるが、被控訴人はこれをしておらず、結局、          の本庁及び近畿公安調査局における経験はそのまま東北公安調査局にも当てはまると推認される。

被控訴人は、証人          の証言に関して、特に、①公安調査庁本庁では本格的な情報提供者の獲得運営が行われていないにもかかわらず、多額の調査活動費が与えられ費消されていること（甲103の33頁、資料16）、②「積立金から支出」との裏金からの支出を示す記載のある内部資料（甲103の資料21の最終頁）が存在すること、③平成11年度の東北公安調査局の月別の調査活動費が使い切られていることについて、合理的弁解をしていないのみならず、調査活動費の支出の適正につきなんら立証していないし、激励・優良報告賞詞のように恒常的、組織的に金銭を工面するシステムが存在しなければ維持できないような支出については意図的に認否反論を避けている。

このほか、被控訴人は、例えば、調査活動費の支出手続につき原裁判所の求釈明に応じて必要最小限度の説明をし、本件不開示文書が開示された場合の弊害につき、具体的主張を極力避け、およそ考えられない空想モデルを掲げて主張するにとどまっているのであり、このような被控訴人の訴訟追行態度は、調査活動費の実態を極力隠し、情報公開によるチェックを免れようとする意図から出たものというべきである。ちなみに、「調査活動費については、登載するが名称を変更して、他の会計文書の中にもぐり込ませるようなことを考えている」と記載された内部資料（甲103の資料27の1頁）が存在し、不正支出を隠蔽しようという意図が明白である。

#### イ 争点(3)イについて

前記のとおり、不開示処分の適否の判断に際しては、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認めたことに相当の理由があるか否

かが問われるべきところ、公安調査官ごとの調査活動費取扱金額及び最終受領者への支払又は受領年月日、目的、金額等が判明するからといって、一般的に相当の理由があるとはいえず、各文書ごとに個別に相当の理由の有無が検討されなければならない。

(3) 争点(6)について

大阪府公文書公開等条例に関する最高裁平成13年3月27日第3小法廷判決（民集55巻2号530頁）等が採用し、原判決も情報公開法につき採用した「独立した一体的な情報」論は、どこまでが一体的な情報かが極めて曖昧であり、各行政機関の長の判断が区々となる（この点は、情報公開に関する訴訟を担当する裁判所についても当てはまる。）とともに、行政機関の長の恣意的判断を誘発することになり、情報公開の実務に大きな混乱をもたらす。文書の体裁、作成目的、作成名義等により、これを判断する考え方も、行政機関が恣意的な文書作成をすることにより、開示を免れることを可能にする危険がある。

また、上記最高裁判決の考え方には、条例の制定経過等を一切考慮していないとの批判があるほか、個人識別部分を除いた情報の公開が常に無意味というわけではなく、これまでの地方自治体における実務では、氏名等の個人識別部分をマスキングし、その他の部分を公開する方法が採用され、そのような理解がむしろ立法者意思であり、また、その理解によっては、非公開とされる情報があまりに多くなり、情報公開制度の理念等に反する旨の指摘がある。

さらに、上記最高裁判決後も、国の情報公開審査会は、そのような考え方をとらず、部分開示を命じ続け、各行政機関の長もこれを尊重して部分開示に応じているのであって、これは、単に裁量により任意的に部分開示をしているとして済まされる問題ではない。

第3 当裁判所の判断

1 4号該当性を争う取消訴訟の構造（争点(2)）について

(1) まず、4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として、1号、2号、5号及び6号と異なり特に「行政機関の長が認める」との文言を用いて規定するところ、これは、公共安全と秩序を維持するという国民全体にとって重大な法益を守り公共の福祉を図るために国に課された重要な責務であって、情報公開法においても、このような法益には十分な配慮をすべきであり、しかも、その判断が、高度の政策的判断を伴うとともに、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要する等の特殊性があることから、行政機関の長の裁量を特に尊重する趣旨であると解される。このように、4号に該当する情報を開示するか否かの判断につき、行政機関の長には裁量が認められていると解されるが、他方、情報公開法1条、5条柱書及び7条にあらわれた国民主権の理念にのっとり行政文書を可能な限り開示するとの立法趣旨に照らせば、行政機関の長の裁量は無制限のものではないし、相当の理由も単に行政機関の長において主観的にこれがあると判断すれば足りるものではなく、客観的にこれがあると認められる必要があり、相当の理由があることの主張立証責任は、4号に該当する情報であることを主張する行政機関の長にあると解される。

(2) しかしながら、上記の相当の理由の有無の判断に際し、行政機関の長が、開示請求の対象とされた行政文書に記載された個別具体的内容に基づき、どのような支障が生じるかを個別具体的に主張立証をしなければならないと解することは、結果的には、当該行政文書の開示を要求することに等しく、4号が不開示情報を規定した趣旨が没却されることは明らかである。したがって、このような情報公開法の全体としての趣旨に照らせば、行政機関の長としては、開示請求の対象とされた行政文書につき、その性質上、一般的、類

型的にどのような情報が記載されているか、そのような情報が公にされると公共の安全と秩序の維持にどのような支障を及ぼすおそれがあるかにつき主張立証（なお、後者については、前者を踏まえ経験則等により当然の事理であれば、特段の立証は不要となる。）すれば足りると解すべきである。ちなみに、情報公開法のこのような趣旨は、8条において、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定していることにもあらわれているのである。

- (3) もっとも、上記相当の理由の有無の判断は、究極的には、まさに公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かの判断であるから、例えば、開示請求の対象とされた行政文書に記載された情報の個別具体的内容が、本来、当該行政文書に一般的、類型的に記載されるべきものとは異なって、実態を伴わない架空のものであれば、上記のようなおそれがないことは明らかであるから、その意味で、行政文書に記載された情報の個別具体的内容がおよそ審理の対象とならないものではないが、そのような事由は、行政処分の裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける事実として、開示請求をした者にその主張立証責任があるというべきである。
- (4) なお、控訴人は、情報公開法が規定する開示請求権は、憲法21条が保障する国民の知る権利に基づくものであり、その規制はより制限的でない他の選り得る手段が存在しない場合に初めて許容されるものであること等を理由として、以上に関する主張立証責任はすべて行政機関の長にある旨主張するが、情報公開法の規定する開示請求権が控訴人主張のような憲法上の権利を背景にするものであるとしても、本件において、開示請求権の性質が議論されているのが、いわゆる公権力からの自由が問題となる場面ではなく、むしろ、公権力に対し一定の積極的作為を求める場面であることからすると、公



共の福祉との調和の観点からどのような情報公開制度を創設するかについては立法府に裁量があるのであって、情報公開法全体にあらわれた前記趣旨に反する解釈をとることはできない。また、確かに、前記のような主張立証責任等の在り方は、行政処分の裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける事実を開示請求者において主張立証することが事実上困難な場合が考えられ、結果として、本来、行政機関の長が実体上は開示すべき文書の開示を免れる場合が生じないとはいえないが、それは、公共の安全と秩序を維持するという国民にとって重大な法益を守るべきことも踏まえて立法者が設計した情報公開制度におけるやむを得ない制約の結果であるといわざるを得ない。

- 2 本件不開示文書に記載された情報の4号該当性（争点(3)イに相当）について以上を前提に、本件不開示文書に、性質上、一般的、類型的にどのような情報が記載されているか、そのような情報が公にされると公共の安全と秩序の維持にどのような支障を及ぼすおそれがあるかにつき検討するに、本件不開示文書に記載されている情報の内容等については、先に引用した原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項(2)ないし(4)において認定のとおりである。

そして、当裁判所も、これらの情報が公にされると、争点(3)イにつき被控訴人が主張する弊害のおそれが認められると判断するが、その理由は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の4項((5)を除く。)に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、ここで検討された弊害のおそれが、およそあり得ない架空の事例ということとはできない。）。

- (1) 原判決26頁6行目の「そこで、」から同7行目の「検討するに、」までを削り、同12行目の「れるから、」を「れるところ、前記のような被控訴人の裁量の存在にかんがみれば、これら情報を公にすることにより、」に、同15行目の「として」から同16行目末尾までを「と被控訴人が認めるにつき相

当の理由があるということが出来る。」にそれぞれ改める。

- (2) 原判決29頁7行目から8行目にかけての「**〇〇**供述」を「証人**〇〇**の証言及び陳述書(甲103, 104。以下, これら証人**〇〇**の証言等を併せて「**〇〇**供述」という。なお, **〇〇**供述の信用性は後記のとおりである。)」に改める。
- 3 本件処分における裁量権の逸脱又は濫用の有無(争点(3)ア及び(7)に相当)について
- (1) そこで, 進んで, 本件処分につき裁量権の逸脱又は濫用を基礎付ける事実の有無について判断すべきところ, 控訴人が争点(3)ア及び争点(7)につき主張するところが, これら事実に対応する。
  - (2) まず, 控訴人が争点(3)アにつき主張するところについては, 当裁判所も, 本件調査活動費の不正支出を認めるに足りる証拠はないと判断するが, その理由は, 次のとおり訂正するほかは, 原判決の「事実及び理由」欄の「第3当裁判所の判断」の3項(1)ないし(3)に記載のとおりであるから, これを引用する。
    - ア 原判決23頁4行目の「証人**〇〇**」から同6行目の「という。)」までを「**〇〇**供述」に改める。
    - イ 原判決23頁16行目の「り,」を「り(乙19, 21, 22, 23の1及び2, 25の1及び2, 27, 弁論の全趣旨),」に改める。
    - ウ 原判決25頁18行目の次に行を変えて次のとおり加える。

「エ 小括

以上のとおり, **〇〇**供述によっては, 公安調査庁本庁等において調査活動費に不正支出があることについて, 疑いは残るものの, これを認めるには足りず, ましてや, 東北公安調査局がこれらと同一組織であるとして, 本件調査活動費に不正支出があると推認することはできない。」

エ 原判決25頁22行目の「ないが、」の次に「一般的な可能性としては、例えば、各予算年度末に優先度ないし緊急度の低い調査活動に予算執行をしていたこともないとはいえない（なお、このような予算執行が不正支出といい得るか否かは、調査活動の必要性の程度によって決まるものと解される。）のであって、予算が使い切られる原因が不正支出にあると断定することはできないから、」を加える。

オ 原判決25頁23行目の次に、行を変えて次のとおり加える。

「(4) このほか、控訴人は、被控訴人の訴訟追行態度及び内部資料（甲103の資料27の1頁）の記載から、被控訴人の不正支出隠蔽目的が認められる旨主張するが、本件不開示文書の4号該当性が争点となっている本訴の特殊性等にかんがみると、控訴人が主張する被控訴人の訴訟追行態度もまったく不可解なものではなく（むしろ、主張立証責任等の在り方については、前記のとおり、基本的には、被控訴人の主張が正当であると解される。）、被控訴人指摘の内部資料の記載もその趣旨及び目的が明らかでないから、これらにより、不正支出隠蔽目的を推認することは困難である。

(5) 結局、控訴人が主張するところによっては、本件調査活動費に不正支出があることについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。」

(3) さらに、控訴人が争点(7)につき主張するところは、本件調査活動費の支出が不正であることを前提として、本件処分は、それを隠蔽するという本来考慮すべきでない事実を考慮した違法があるとするものであるが、控訴人主張の前提事実を認めるに足りる証拠がないことは上記(2)のとおりであるから、控訴人の主張には理由がない。

4 部分開示の要否（争点(6)）について

情報公開法6条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に

不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定し、さらに、同条2項が、1号（個人に関する情報）についてのみ、「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定していることに照らせば、1個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちに4号の不開示情報に該当するものがあるときは、当該情報を除いたその余の情報についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているにすぎないと解される。すなわち、情報公開法6条1項が、4号の不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや非開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものと解することはできないのである。

もともと、本件部分開示決定のように、行政機関の長が、行政文書の開示請求につき、情報公開法1条、5条柱書及び7条の趣旨を踏まえ、その裁量的判断により、任意に4号の不開示情報に該当する情報の一部につき部分開示をすることは、情報公開法も許容するところであると解されるが、このこととそのような部分開示請求を権利として認めることとは別論であり、法律が行政機関が保有する情報の開示を請求する権利をどのような要件の下にどのような範囲で付与するかは立法裁量の問題であって、上記のような規定があるにとどまる

現行の情報公開法の下においては、そのような権利は存在しないといわざるを得ない。

なお、控訴人は、独立した一体的な情報の概念は曖昧であり、行政機関の長ごとに判断が区々になる等の弊害がある旨主張するが、文書の作成目的、作成名義、体裁、予定された記載内容等から合理的に判断すれば、自ずと明らかとなり、一定の運用が確立されるものであって、一概に曖昧で無用な概念ということとはできない。

以上を本件についてみると、本件不開示文書に記録された情報は、調査活動費支出手続の各段階における支出の伺い、支払、受領等に関する情報であり、その各行為ごとに、年月日、目的、金額、行為者、相手方等の記載部分が、独立した一体的情報を構成しているとみるべきであるから、このような情報を更に細分化して一部を開示することは困難というべきである。

## 5 結論

よって、その余の点（争点(4)及び(5)）につき判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がなく、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

佐藤 康

裁判官

瀧木厚利

裁判官 畑 一郎

当 事 者 目 録



控 訴 人



同代表者代表兼訴訟代理人弁護士



同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐 川 房 子  
 高 橋 輝 雄  
 山 田 忠 行  
 小 野 寺 信 一  
 増 田 隆 男  
 松 澤 陽 明  
 吉 岡 和 弘  
 半 澤 力  
 齋 藤 拓 生  
 松 下 明 夫  
 土 井 浩 之  
 十 河 弘  
 鈴 木 覚  
 野 呂 圭  
 千 葉 晃 平

仙台市宮城野区五輪1丁目3番20号 仙台第二地方法務合同庁舎

被 控 訴 人

東 北 公 安 調 査 局 長

中 島 毅

同 指 定 代 理 人

佐 竹 毅

同

田 代 孝 治

同

林 享 男

平子文昭博彦孝彦

紀

幸真典智貴康毅

葉海田田竹野岡宮

都

千内武新末宮松宇

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同



## 文 書 目 録

東北公安調査局の平成11年分（平成11年4月から平成12年3月まで）の個々の公安調査官調査活動費の支出に関する次の各文書

- 1 公安調査官調査活動費交付伺書のうち、「(内訳)」中の取扱者欄、氏名欄及び金額欄（計欄を除く。）の記載部分
- 2 支出伺書のうち、「(内訳)」の記載及び取扱責任者から公安調査官調査活動費の支出を受けた者の人数の部分
- 3 取扱責任者指定職員が作成する支払伺いのうち、東北公安調査局における取扱者（局長及び各部長）に対する交付予定額の総額、作成者及び登載者たる公安調査官の氏名及び印影並びに内訳中の氏名欄及び金額欄の記載部分
- 4 公安調査官調査活動費交付書のうち、取扱者の肩書き及び氏名並びに金額の部分
- 5 資金前渡官吏が取扱責任者から徴する領収書のうち金額の部分
- 6 取扱責任者が取扱者から徴する領収書のうち金額並びに取扱者氏名及び印影の部分
- 7 公安調査官調査活動費支払明細書のうち支払金額欄（計欄を除く。）、取扱者名欄及び備考欄の記載部分
- 8 取扱者に提出される支払伺い
- 9 証明書すなわち支払証明書・精算書
- 10 最終受領者が作成する領収証書

これは正本である。

平成17年12月7日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 柴山

